

富山労働局発表  
平成29年9月1日

【照会先】  
富山労働局労働基準部賃金室  
室長 矢郷 徳康  
賃金指導官 川倉 健嗣  
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

## 富山県（地域別）最低賃金 発効日が平成29年10月1日(日)に決定 ～ 時間額 795円に～

- 富山労働局長（やまさき ひでお山崎 英生）は、富山県（地域別）最低賃金を現行より25円（3.25%）引き上げて時間額795円に改正する旨決定し、本日付けで官報公示を行いました。  
最低賃金の改正決定は、公示日から起算して30日を経過した日から効力を生ずるとされている（最低賃金法第14条）ため、改正最低賃金は平成29年10月1日(日)に発効することとなります。
- 富山県（地域別）最低賃金は、正社員、嘱託、パート、アルバイト等の呼称を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者（約45万人）に適用されるもので、県内労働者の労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。  
なお、許可なくこの額に満たない賃金額で労働者を使用すると最低賃金法違反となります。
- 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が適用される労働者には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。このため、次の特定（産業別）最低賃金が適用される労働者については、平成29年10月1日(日)以降、富山県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

富山県高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金	時間額 753円 (日額 6,024円)	富山県（地域別）最低賃金 ⇒ 時間額 795円 以上の支払が必要
富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金	時間額 781円	
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 786円	
富山県自動車（新車）小売業最低賃金	時間額 769円	